

◎新潟県告示第133号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により河川整備計画として、阿賀野川水系阿賀野川圏域河川整備計画を定めたので、当該河川整備計画（又はその写し）を新潟県土木部河川管理課及び新発田地域振興局地域整備部、新潟地域振興局新津地域整備部、同局津川地区振興事務所、三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年2月10日

新潟県知事 米 山 隆 一